

令和7年10月13日

横浜市建築局

局長 樹岡 龍太郎 殿

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台に係る疑義照会(総括)

(仮称)ガーラ・レジデンス洋光台計画

近隣住民



冠省 何時も市民のためにご尽力いただき感謝する。

今まで、貴殿宛てに提出した疑義照会(その1)～(その5)の回答内容を総括して、
下記の再質問を行うので、回答されたい(回答期限10/21)。 不一

記

1 極めて専門的、技術的な資料に関する説明(周知)について

松永情報相談課長が繰り返す回答内容を記載すると、「中高層条例では、事業者
に計画の事前周知を義務付けていますが、当初の説明が終了した後の説明方法に
ついては、事業者の判断になります。」と、他人事のような回答である。

住民は、「極めて専門的、技術的な資料に関し、送付(配布)しただけでは、近隣住
民がその内容を理解することは、極めて困難である。」(横浜市の他局の2課の意見も
附した上で)と前置し、「その様な資料を送付しただけで、説明(周知)したことになるの
か?」と問い質しているものである。

その回答が、「当初の説明が終了した後の説明方法については、事業者の判断にな
ります。」では、近隣住民の質問の趣旨をはぐらかしたものであり、市民を愚弄している。

再度、質問する。「極めて専門的、技術的な資料に関する説明について、その資料
を送付(配布)しただけで、説明(周知)をしたことになるのか?」につき回答されたい。

2 虚偽報告を行っている土壤汚染調査結果報告書の内容の確認について

松永課長の10/3付けの回答書((建情第1039号)によれば、「土壤汚染調査における各地点での試料採取について、事業者側からは、適切に実施されているとの報告を受けています。」との回答であった。

そこで、再び、近隣住民が、10/6付けの疑義照会において、「事業者側から、土壤汚染の調査方法が適切であったか否かの報告は、何時、横浜市は受けたのか？」と問い質したところ、松永情報相談課長からの10/10付け回答書(建情第1078号)において、「9月30日に、土壤汚染調査における各地点での試料採取について、事業者側からは、適切に実施されているとの報告を受けています。」との回答がなされた。

上記、松永情報相談課長の回答は、根拠のない、同じ回答の繰り返しである。即ち、「事業者が適切と言っているから、横浜市は何もしない。」との事になる。

そこで、再質問する。近隣住民は、疑義照会を提示する際に、土壤汚染の調査が適切に行われていなかった資料(近隣住民調査の報告書)を添付した。また、10/8付け、「青空を渡さない会」のホームページ上で、調査を行っていないとする証拠写真を公開している。

今回、その証拠写真を添付(ホームページに公開しているものと同じ)するので、その客観的事実を的確に理解したうえで、事業者側から再度、土壤汚染の調査方法につき、聴き取り、指導した内容を回答されたい。

この証拠写真を、事業者側に提示すれば、事業者側が「土壤汚染調査における各地点での試料採取について、適切に実施されている。」と強弁することは不可能である。

最後に、樹岡局長自らが、建築局の職員を指揮命令し、住民の命(健康被害)を守る観点から、開発事業者の説明を鵜呑みにすることなく、適切な指導をすることを強く要請する。

以上

注1) 回答書作成に当たって、回答者が樹岡局長以外の場合は、「本件回答は、樹岡局長と相談・了解済みです。」と添え書きをされたい。

注2) 本書簡は、個人情報保護したうえで(公職者は除く)、「青空を渡さない会」のホームページに掲載する。また、樹岡局長(代理者含む)からの回答書もホームページに掲載することを申し添える。